

まちづくり政策審議会と大規模小売店舗等立地審議会の統合

1 趣旨

行財政構造改革推進方策の趣旨を踏まえ、附属機関の効率的な運用を図るため、まちづくり政策審議会と、大規模小売店舗等立地審議会を次のとおり統合します。

- (1) 統合後の組織の名称は、まちづくり審議会とする。
- (2) 統合後の委員任期は、本日、平成 22 年 12 月 20 日から 2 年間とする。

2 統合の概要

名 称	まちづくり政策審議会	大規模小売店舗等立地審議会
設置時期	平成 11 年 9 月	平成 12 年 6 月
所掌事務	(1) 次の事項の調査審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり基本条例に基づくまちづくり基本方針の決定又は変更に関すること ・ まちづくりの推進に関する重要事項に関すること (2) まちづくりの推進に関する事項の建議	次の事項の調査審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見、必要な措置をとるべきことの勧告及び勧告に従わなかった旨の公表に関すること ・ 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の規定による知事意見書若しくは知事再意見書の作成又は意見を有しない旨の通知並びに必要な措置を講ずべきことの勧告に関すること
委員数	現行 15 名	現行 7 名
委員構成	学識経験者、県議会議員、市町長	学識経験者
任 期	2 年 (現委員の任期 H21.12.18～H23.12.17)	2 年 (現委員の任期 H20.12.3～H22.12.2)

H22.12.20 統合

名 称	まちづくり審議会
委員構成	学識経験者、県議会議員、市町長
任 期	2 年（新委員の任期 H22.12.20～H24.12.19）
そ の 他	大規模小売店舗等立地部会を設置（予定）